

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年10月30日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）（以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成15年9月10日（水）に開催された法務グループ、砂防室及び竹原支局の協議内容を記録した文書のうち、法務グループ〇〇主任が記録したと認められる文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月11日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年12月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人からの開示請求書による具体的な要求にもかかわらず、実施機関（広島県土木建築部管理総室土木建築総務室）は、開示文書とすべき本件対象文書を故意に隠匿したものであることから、速やかに開示するよう要求するというものである。

意見書で補足された内容は、次のとおりである。

本件処分に係る行政文書開示請求の目的は、平成15年9月10日に開催された協議録を開示請求したが、竹原支局からは開示（具体的な記述がない聞取り等報告書のみ）があったものの、砂防室及び法務グループからは、不存在通知があったことから、協議内容を正確に把握することである。

竹原支局が作成した「聞取り等報告書」には、「弁明書の内容、提出について

打合せ」を行ったという記述があるが、具体的な弁明書の打合せ内容については、開示していない。そもそも弁明書の内容について、審査庁（審査請求書の広島県庁側の担当者である砂防室の〇〇主任主事）及び県庁の法務グループの〇〇主任が打合せを行うということは、異議申立人が平成15年7月15日付けで提出した審査請求書に対する中立的な判断が求められる審査庁が、処分庁である東広島地域事務所（建設局竹原支局）が自主的に作成すべき弁明書の内容について、事前に指示していたことを疑わせるものである。

さらに、平成15年9月29日付け砂防第16号の行政文書部分開示決定通知書により開示された内容によれば、平成15年8月14日付け審査請求に対する弁明書の提出について（依頼）により、東広島地域事務所あてに送付した「弁明書の記載例」に次のとおり疑義がある。

【疑義の内容】

弁明書の趣旨として、処分庁の弁明の簡潔な結論を次のうちいずれかにより記載すると明記されている。

- (1) 「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。
- (2) 「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- (3) 「本件審査請求のうち、…の部分については却下し、…の部分については棄却する。」との裁決を求める。

以上のとおり、処分庁側にはいかなる不適法な処分もあり得ず、審査請求書を却下又は棄却することしか念頭にないという行政上の判断である。当該疑義について、「質問書」を砂防室あてに2回、行政情報室あてに1回提出しているが、全く回答がない。

これらのことから、開示請求された文書は存在しているが、弁明書の内容を指示した協議記録を開示すると、広島県にとって都合が悪いということを考慮して、不存在通知にしたものと考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

本件対象文書は、東広島地域事務所建設局竹原支局において行った砂防指定地内普通河川への橋梁設置を不許可とする処分に対する行政不服審査法に基づく審査請求及び行政文書部分開示決定に対する異議申立て（本庁主管室：砂防室）についての対応について、平成15年9月10日に竹原支局担当者と砂防室担当者が行った協議に同席していた土木建築総務室法務グループ〇〇主任が作成した協議録等の記録書類である。

土木建築総務室法務グループでは、土木建築部内の訴訟・調停に関する事務を総括し、また、紛争事案や行政不服審査事件等について部内各室からの協議を受けている。これらの協議すべてについて協議録を作成しているものではなく、必要に応じて協議録・聞取票などを作成している。

本件協議については、行政不服審査事件に関する協議であったため、地域事務所と本庁主管室との協議に土木建築総務室〇〇主任が同席していたものであるが、審査請求及び異議申立ての手の確認が主な内容であり、法令解釈等今後の事務処理に大きな影響を与えるような土木建築総務室としての意思決定を要するものではなかったことから、法務グループとしては特に協議録を作成する必要

がないため、記録書類は作成していない。

このため、情報公開請求の対象文書は不存在であるとして、行政文書不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件事案は、平成15年9月10日（水）に開催された土木建築総務室法務グループ、砂防室及び東広島地域事務所建設局竹原支局の各担当者の協議の内容を記録した文書のうち、土木建築総務室法務グループ〇〇主任が記録したと認められる文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を作成していないため存在しないと主張している。

2 本件処分の妥当性について

(1) 文書作成の必要性について

実施機関は、本件事案に係る協議は、審査請求及び異議申立ての手續の確認が主な内容であり、法令解釈等今後の事務処理に大きな影響を与えるような組織としての意思決定を要するものではなかったことから、法務グループとしては特に協議録を作成する必要性がないため、記録書類は作成していないとする。

本県には、文書管理に係る規定として広島県文書等管理規則及び広島県文書等管理規程があるが、これらの規定の中には、関係部署の協議内容について、協議記録の作成を義務付けている規定は見当たらなかった。他の規定の中にも、協議記録の作成を義務付けた規定は見当たらず、協議記録が存在しないとしても不自然でないことが認められる。

実施機関は、土木建築部内の紛争事案や行政不服審査事件等についての相談に応じる部署であることを考慮すると、今後の事務処理に大きな影響を与えるもの以外については、協議録の作成の必要性がないとする実施機関の説明には、特段不合理な点は見当たらない。

(2) 協議事項について

異議申立人は、審査庁である砂防室と土木建築総務室法務グループが打合せを行うということは、異議申立人が提出した審査請求書に対する中立的な判断が求められる審査庁が、処分庁である東広島地域事務所（建設局竹原支局）が自主的に作成すべき弁明書の内容について、事前に指示していたことを疑わせると主張する。

本件協議については、東広島地域事務所建設局竹原支局の職員が、聞取り等報告書を作成しており、異議申立人は、実施機関（東広島地域事務所建設局竹原支局）に、平成15年9月16日付けで開示請求を行い、実施機関（東広島地域事務所建設局竹原支局）は、平成15年9月30日付けで当該文書の開示を行っている。本件聞取り等報告書の内容を当審査会において見分したところ、弁明書の内容の打合せとして、事件の経過を報告したこと、弁明書に添付する資料の範囲及び弁明書の提出日について協議したことが認められる。本件聞取り等報告書は、竹原支局長まで供覧されていることが認められ、本件聞取り等報告書に記載された内容以外に協議事項があったことを伺わせるような事情は

認められない。

(3) 弁明書の記載例について

異議申立人は、「弁明書の記載例」について、処分庁側にはいかなる不適法な処分もあり得ず、審査請求書を却下又は棄却することしか念頭にないという行政上の判断であると主張している。

「弁明書の記載例」を、当審査会において見分したところ、『平成〇〇年〇〇月〇〇日付け指令〇第〇〇号で弁明を求められたことについて、次のとおり弁明します。1 弁明の趣旨 ※処分庁の弁明の簡潔な結論を次のうちいずれかにより記載する。(1)「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。(2)「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。(3)「本件請求のうち……の部分については却下し、……の部分については棄却する。」との裁決を求める。』と記載されていることが認められた。

しかし、弁明書は、審査請求人の主張に対し、処分庁が当該処分の正当性を弁明するためのものであるから、「弁明書の記載例」に、却下又は棄却の裁決を求めるという内容の例示しか示されていないのは当然のことである。

(4) 総括

これらのことから、本件協議は、不服申立ての手續の確認が主な内容であって、特に協議録を作成する必要がなかったとする実施機関の主張が不合理であると認められない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 1. 16	・ 諮問を受けた。
16. 1. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 2. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 3. 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16. 4. 12	・ 異議申立人から意見書を収受した。
16. 4. 12	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
21. 9. 7 (平成21年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
21. 10. 27 (平成21年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
21. 11. 24 (平成21年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
眞 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授